

会 議 録 （要旨）

会 議 名	第3回 武蔵村山市公共下水道事業財政健全化検討委員会
開 催 日 時	平成29年8月28日（月） 午後3時30分 ～ 午後4時50分
開 催 場 所	市役所4階 405会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：田中 博美委員、乃一 祐太委員、原田 裕一委員、鈴木 廣委員、 鈴木 節雄委員、小川 育男委員、藤本 由美子委員、 馬場 由美子委員 欠席者：なし 事務局：建設管理担当部長、道路下水道課長、道路下水道課主査（下水道G 及び工事G）、同課主任（下水道G）、同課主事（下水道G）
議 題	1 下水道事業の財政状況等について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 「下水道事業の財政状況等について」を事務局から説明。 議題2について： (1) 第2回会議録が承認された。 (2) 今後の会議の開催予定について事務局より説明。 第4回は、9月27日（水）午前10時から。 第5回は、後日、日程調整票を送付する予定。 10月中旬頃を予定。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	議題1：下水道事業の財政状況等について 【事務局説明要旨】 資料1 平成28年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の内訳 (1) 歳入について ・下水道事業受益者負担金 下水道が供用開始されることにより、利益を受ける方から徴収しているものである。現在、耕作をしている農地や山林については徴収を一時的に猶予する制度があり、これらの猶予していた土地を農地等から宅地にした場合、猶予を解除して負担金を納めていただくものである。 ・下水道使用料 現年度分の収入済額は10億2,486万3,507円、前年度と比べると2,320万6,014円の増、2.3%の増である。増額になった主な理由は、201～500m ³ 使用者の使用量が増加したことによるものである。滞納繰越分の収入済額は429万6,219円である。 ・指定申請手数料 下水道工事を行うために必要となる下水道指定工事店の申請や責任技術者の登録に伴う手数料収入である。 ・社会資本整備総合交付金 平成26年度に策定した『下水道総合地震対策計画』に基づき、地域防災計画で指定されている避難所にマンホールトイレを設置する工事にあたって補助を受けたものである。 ・一般会計繰入金

収入済額は2,512万円、前年度と比べると2,686万5千円の減、51.7%の減である。

・繰越金

平成27年度から平成28年度に繰り越された繰越金の収入済額は、9,320万5,365円、前年度と比べると302万4,045円の増、3.4%の増である。

・雑入

内訳のうち、他市町との委託契約に基づく負担金とは、東大和市及び瑞穂町の一部の世帯が武蔵村山市区域内に汚水を流していることからいただいている負担金である。

次に、多摩川流域下水道建設事業基地負担金とは、多摩川上流水再生センターに横田基地から排出される汚水が流入しているため、武蔵村山市が納める「多摩川流域建設事業負担金」の一部を国が負担するものである。

・流域下水道事業債

多摩川水再生センターと清瀬水再生センターの建設事業負担金にあてられるものである。

・公営企業会計適用事業債

下水道事業に対して地方公営企業法を適用するための経費にあてられるものである。適用すると、現在の官公庁会計方式から企業会計方式の経理を行うことになり、経営状況がより明確化される。

(2) 歳出について

・職員人件費

職員手当等の減により前年度と比べると減少した。

・一般管理経費

消費税納税額の減により前年度と比べると減少した。

・下水道事業建設基金積立金

今後老朽化した管渠の更新事業を控えており、多額の費用がかかることが想定されることから、それに備えて積立を行っているものである。

・管渠維持管理経費

内訳のうち、下水道台帳作成委託料とは、市内に敷設されている下水道管等の状況を電子データで管理するための委託料である。

次に、管渠清掃委託料とは、市内全域を12の区域に分け、その内のひとつの区域を毎年、順次、洗浄等による清掃を行い、下水道管渠の維持管理に努めているものである。

次に、管渠維持管理等委託料とは、突発的な管渠の詰まり等が発生した場合に、洗浄清掃等を実施しているものである。次に、管渠補修等工事とは、道路補修工事などにより、マンホールと道路面の高さ調整が必要になるため、当該道路改修工事と併せて行う工事及び管渠の補修やマンホールの蓋のがたつきなどの補修等の費用である。

次に、水質検査負担金とは、市内にある特定の事業所及び本市の公共下水道と流域幹線が接続している箇所について、年4回の水質検査

を実施するための費用である。

・流域下水道維持管理負担経費

本市から排出される汚水を水再生センターで処理するための経費で、東京都へ負担金として支出しているものである。なお、汚水処理に伴う市の負担金は、1 m³当たり38円である。

・公共下水道建設事業費

地権者からの申請に基づき汚水柵を14箇所設置する工事と、マンホールトイレを5箇所の避難所に5基ずつ設置する工事を行った。

・流域下水道建設事業負担経費

多摩川上流水再生センター及び清瀬水再生センターの施設整備工事の市負担分である。

・借入金償還経費

支出済額は2億5,607万8,710円、前年度と比べると4,331万3,605円の減、14.5%の減である。

・借入金利子支払経費

支出済額は5,758万5,714円、前年度と比べると1,349万1,735円の減、19.0%の減である。

【質疑・意見等】

- 受益者負担金と下水道使用料の違いを詳しく教えていただきたい。
- 下水道使用料は汚水を流した量だけ納付いただいているものだが、受益者負担金は土地にかかるものであり、区域によって単価は異なるが建設に対する費用を1 m³あたり〇〇円というように負担していただいているものである。農地は、下水を使わないということで猶予しているが、その農地が宅地化された時は猶予が消滅し、受益者負担金をいただいている。
- では、新しく何かつくるといふ時に土地の広さによって払ってもらっているのか。
- そのとおりである。また、例えばAさんがもっている宅地をBさんが買った場合、Aさんが既に払っているのであれば、Bさんが払うことはありません。
- 「宅地に転用する」という1回だけにかかるものですね。
- そのとおりである。
- 下水道使用料収入に約430万円の滞納繰越分があるが、滞納の対策や滞納者に対して下水を流してはいけない等のペナルティはあるのか。
- 使用料の徴収は東京都水道局に委託しており、水道料金と一緒に下水道料金を徴収している。滞納になった場合、水道局では転出者等を追跡して徴収を行うが、水道料金の時効は2年のため、その後は不納欠損扱いとなる。ただし、下水道料金の時効は5年のため、引き続き徴収しなければならないところではある。
- 実際、不納欠損になってしまう分については徴収できそうか。
- 水道局では2年間は水道料金と下水道料金をセットで督促や戸別訪問等によってしっかりと徴収し、その後は市に返還される。2年間十分に徴収しているがそれでも徴収できない、ということは行方不明等でなかなか徴収できないという状況である。ただし、多く滞納（5～6か月）すると水

道がとまる（事実上下水もとまる）ので、ものすごく滞納しているというわけでもなく、一世帯でせいぜい2～3か月分を滞納しているものと考えられる。また、滞納分の平均は2か月あたり1, 162円、不納欠損については平成28年度は235件ありまして、1万円以上5万円未満は1件、千円以上2千円未満は138件と金額的に少ないため、そこまで追跡して徴収していないというのが実情である。

- 公営企業会計について企業会計との関係について教えていただきたい。
- 現在、下水道事業は一般会計とは別に特別会計で行っているが、人口3万人以上の市は平成32年度までに任意で公営企業会計（民間と同じような経営方針をもって行う会計）に移行するよう、総務省から要請があった。本市の場合は、平成32年度から開始を予定しており、現在は固定資産調査等の公営企業会計適用に向けた準備を委託している。
- 職員人件費について、この職員とは誰のことなのか。
- 道路下水道課職員のうち、下水道事務に深く関わっている人物を5名ピックアップして、下水道事業の人件費として計上しているものである。
- 市の人事部門が管理している人件費とは別に給料が出ているということですね。
- そのとおりである。
- 受益者負担金について、農地だったものを宅地に転用すると猶予がなくなるという話があったが、畑が減って宅地が増えている現状を考えると件数や金額は毎年あがっていくのか。
- 新規で下水道施設を建設してはいないため、昔建設した施設に対してそのとき宅地だった人は既に納付している。一方、農地だった人は徴収猶予をしている状況だが、これが宅地になった場合は、徴収猶予を解除して昔納付すべきだったものを今納付するということになる。現在は徴収猶予対象者が574名おり、その土地の所有者が宅地に転用する度に徴収猶予を解除している。また、中にはその年度内に納付していただけない方もいるため、翌年度に滞納繰越され、半年から1年ほど後に納付していただいている方もいる。
- 受益者負担金について、農地には水道がないのでかからないという話があったが、農地に水道があるのを見たことがある。その土地については徴収できているのか。
- 水道はあったとしても、下水に流しているわけではないので対象ではありません。
- 公共下水道管渠敷設等工事について、雨水のための管渠を設置する場合もここに含まれるのか。また、新設と改修の割合はどのくらいか。
- 雨水のための管渠を設置する場合もこの科目に含まれるが、平成28年度に関しては雨水管渠を整備していないため、約3,280万円の内訳としては、汚水の公共汚水樹設置費用とマンホールトイレ設置費用の2つである。公共汚水樹とは、道路の下にある下水道の本管と各宅地からの汚水をつなぐためのもので、各家庭1個までは公共下水道管理者が設置することになっており、新しく家を建てるが公共汚水樹がないから設置してほしいという申請があった場合に設置している。
- 宅地が増えてきていることから、この設置費用も増えていくのか。

- 公共汚水柵は、開発や売買目的の場合は自費で設置することになっている。市では、あくまでも自分の土地に自分で設置する場合のみは申請に基づき設置し、平成28年度は14件設置しましたが、他に新しく宅地が建っていないというわけではない。
- 下水道使用料現年分が前年度に比べて増加した理由は何ですか。
- 201～500㎡使用者の使用量が増加したためである。

【事務局説明要旨】

資料2 東京都26市下水道事業特別会計決算状況（平成28年度）

他市と比較し、本市の状況・順位を説明。

歳入歳出の理想は、歳出を100%使用料で賄う形であり、本市は、歳出の94.2%を使用料で賄っており、理想に近い形である。対して、26市の平均は、歳出を使用料では半分程度しか賄えていない状況である。

資料3 起債償還済額、償還予定額及び年度末別残高

資料参照。

資料4及び5 使用料対象経費及び経費回収率の算出方法

回収率は、下水道の使用料としていただいたものに対して、維持管理費、資本費（市の借金）の合計額で割ったものであり、下水道財源の状況を示す数値である。

維持管理経費の使用料対象経費は5億7,248万5千円、資本費の対象経費は1億5,300万6千円、合計で7億2,549万1千円である。また、下水道使用料収入が10億2,916万円、有収水量が822万557㎡で、これらを基に算出すると、下水道使用料の1㎡あたりの平均単価は125.2円、汚水を1㎡処理するための経費が88.2円（維持管理経費が69.6円・資本費が18.6円）である。これらを基に回収率を算出すると、142.0%となる。

回収率が100%を超えているため、本市は使用料で処理費を賄えていることとなる。

資料6 年度別汚水処理費回収状況

・汚水処理水量

平成16年度以降、900万㎡から1,000万㎡で推移している。

・年間有収水量

平成16年度以降、800万㎡から900万㎡で、処理水量より5から15%少ない状況である。汚水処理水量と有収水量の差は不明水であり、これは、例えばゲリラ豪雨や台風により汚水管渠に雨水が流入してしまっていることが原因と考えられる。

・下水道料金収入

平成18年度以降、10億円を超える収入がある。

・汚水処理費

維持管理費は、今後古い管の更新をしなければならぬため増加する見込みである。対して、資本費は主に償還金のため、年々減少していく

傾向にある。この資本費の減少傾向に比例して、処理原価も年々減少している。

・汚水処理費回収状況

平成21年度からは100%を超え、平成28年度は142.0%である。

資料7 東京都26市汚水処理費回収状況（平成28年度）

資料8 東京都26市の回収率等項目別順位（平成28年度）

資料9 東京都26市の処理原価と使用料単価との比較（平成28年度）

・汚水処理費回収率

一番高いのが、多摩市の196.6%、26市の平均は102.1%で、本市は142.0%（26市中4番目）である。

・使用料単価

一番高いのが、青梅市の149.0円、26市の平均は118.7円で、本市は125.2円（26市中14番目）である。これは、地形的にポンプアップ施設等が不要であることから、使用料を抑えることができていたためと考えられる。

・処理原価

一番高いのが、あきる野市の198.8円、26市の平均は116.3円で、本市は88.2円（26市中17番目）である。

以上より、本市では1^mの汚水を処理するために88.2円の費用をかけ、1^mあたり使用料を125.2円いただいております、37.0円の収益があるということになる。

【質疑・意見等】

○ 武蔵村山市は歳出の9割以上を使用料で賄っていて理想的との話だが、1回達成すればずっとこの状態が続くのか、もしくはこの状態が何かの要因で悪くなる可能性があるのか。

● 下水道施設を1974年から整備し、その当時から平成5、6年までは順次施設をつくっていった時代であった。その時は、大量に借金をして、借金を返済しながら度々大幅な値上げをしたが、それでも間に合わなかった。しかし、平成20年前後から収支が均衡しだし、現在は大規模な工事もない、下水道使用料収入も安定している、借金も大半は返済しており、100円の費用に対して142円もらっている状況である。これだけ見ると、貯金が貯まる一方に思われるが、現在は初めに設置した施設の老朽化が始まっており、ここ数年以降、長寿命化やストックマネジメントといった計画をたて、既に設置した施設を活用しつつ直しながら利用しなくてはならなくなった。これにかなりの費用がかかるということが判明したため、2年ほど前から余ったお金は基金として貯金を始めた。本日の会議では、過去と現在の状況であり、次回の会議では以降どのくらいのお金がどういうものにかかるかという資料を出すので、そのあたりも考慮した上で下水道使用料を改定するかどうかを委員の皆様で御判断いただきたい。また、ここ数年単年度の決算でみると1億円前後余っているが、これはほとんど

米軍基地の分であり、これを除くと余裕分もなくなる事となる。全てを見ると確かに余っているが、下水道使用料の収入はかなり大口使用者に頼っている状況である。

○ これからもたくさん使い続けてくれればいいが、今後基地が何かしら変化し、今よりも使わないということになれば悪化するかもしれないということですか。

● 可能性は十分にある。

○ 国立市は武蔵村山市より前に建設工事を開始しているにも関わらず、回収率が低いということは、武蔵村山市よりも古いから補修に費用がかかっているのか。また、費用がかかっている割には、下水道使用料の歳出に占める割合が33.9%と少ないのはなぜか。

● 国立市は127.7円費用がかかるところ下水道使用料を123.9円徴収しており、若干費用の方が高いが概ね収支の均衡はとれている。ただし、国立市の場合は、一般会計からの繰入金が多い（歳出に占める割合は国立市が33.9%、本市は2.3%）ため、使用料が少なくて済むというところが影響していると考えられる。また、汚水は使用料、雨水は公費（税金）で賄うという法則があり、国立市は雨水関係の工事を積極的に行っている可能性がある。そのため、一般会計からの繰入金が多くなると全体的に会計も大きくなり、下水道特別会計における汚水の割合が本市より低いのもかもしれない。

○ 一般会計からの繰入金は少ない方が良いのですか。

● 汚水は使用料で賄うことになっており、賄いきれないから繰入金をもろうという点に関しては、少ない方が良いといえる。

○ 立川市は合流式を採用している部分もあるから繰入金を多くもらっている、というところも影響しているのですか。

● 本市は分流式ですが、他には市の地形や、市によっては立川市のように独自に処理場をもっているところもあり、一部の地域は独自で汚水を処理し、他の地域は本市と同じく東京都で処理している、というように色々なパターンがある。

○ 施設の老朽化という話について、施設は建設した時に減価償却して費用を計上しているのか。

● 今までは役所の会計であり、基本的に減価償却という考えはありませんでした。それを改めるために公営企業会計を平成32年度から実施する予定である。

○ 老朽化したから急に貯蓄を始めるのではなく、常に経費として収支の中に老朽化する部分も組み込むということですか。

● そのとおりである。現在持っている資産を適正に評価し、減価償却の考え方を取り入れることとなる。

○ 公営企業会計の適用については先ほど任意という話があったが、武蔵村山市の適用は決定事項か。

● 決定事項である。総務省からの通知で平成32年度当初までに人口3万人以上の市町村は任意で公営企業会計に移行することになっているが、平成32年度当初までに移行すれば移行にかかる経費を補助するという通知もあり、日本全国3万人以上の市町村はほぼ移行すると考えられる。

	<p>議題 2：その他について</p> <p>【事務局説明要旨】</p> <p>(1) 会議録の承認について</p> <p>会議録の承認については、『武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針』の第 11 条に規定されており、会議録は当該会議録に係る会議の開催日以後 1 か月以内に、会議において承認を受けて確定することとなっている。御承認いただきますよう、よろしくお願いする。</p> <p>(2) 今後の会議の開催予定について</p> <p>4 回目の委員会は、9 月 27 日（水）午前 10 時から、市役所 4 階 405 会議室で開催する。また、第 5 回目については、後日、日程調整票を送付するのでよろしくお願いする。日程は 10 月中旬頃を予定している。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>質疑等なし。</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 傍聴者：_____ 0 人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由 〔 _____ 〕</p>
-----------------	---

会議録の開示・ 非開示の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____ ）</p>
------------------	---

庶務担当課	都市整備部 道路下水道課 （内線：255）
-------	-----------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）